

# 特定非営利活動法人日中芸術文化振興協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日中芸術文化振興協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区日本橋浜町三丁目20番2号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、日中両国の民族音楽・現代音楽・美術・陶芸・書道・工芸等を通じて両国のさまざまな交流を図るとともに、これらに携わる若手芸術家の育成の支援を行なっていくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ② 国際協力の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 日中両国の建築、美術、音楽交流事業
- ② 芸術家への支援事業
- ③ 展覧会・実演会の開催事業
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同する個人または団体
- ② 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出することとする。

(会費等)

- 第8条 正会員及び賛助会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(退会及び資格の喪失)

- 第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

- 2 会員は、次の事由により資格を喪失する。

- ① 団体の解散又は個人の死亡
- ② 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告しても、これに応じず理事会において支払い意思がないと認定した者
- ③ 除名されたとき
- ④ 退会届を提出したとき

(除名)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により除名することができる。

- ① この定款又は規則に違反したとき
- ② この法人の秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき
- ③ この法人の目的に反する行為をしたとき

## 第3章 役員

(役員の種類及び定数)

- 第11条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事5名以上12名以内
- ② 監事1名以上2名以内

(役員を選任)

- 第12条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 監事は理事又はこの法人の職員を兼任することができない。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
  - ① 理事長1名
  - ② 副理事長1名以上3名以内

(理事の職務)

- 第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行うものとする。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること
- ② この法人の財産の状況を監査すること
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること
- ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において出席者の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- ① 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員にはその業務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(顧問)

第18条 この法人は、理事会の議決により、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 総会

(総会の種別及び構成)

第19条 総会は、この法人の最高意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

3 総会は通常総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第20条 総会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び収支予算に関する事項
- ⑤ 事業報告及び収支決算に関する事項
- ⑥ 役員を選任に関する事項
- ⑦ 会費に関する事項
- ⑧ その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき
- ③ 第14条第4号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも14日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会においては、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における表決権等)

第26条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
  - ② 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
  - ③ 審議事項
  - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
  - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会の構成及び権能)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。2 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催及び招集)

第29条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、理事長が招集する。

- ① 理事長が必要と認めるとき
  - ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - ③ 監事から招集の請求があったとき
- 2 理事長が理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。
  - 3 理事長は、第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事等)

第30条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。但し、理事長に支障があるときは、副理事長又は理事長が指名する理事がこれにあたる。

- 2 理事会においては理事の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、この定款に別の定めがある場合を除くほか出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は理事会に出席して意見を述べるができるものとする。

- 5 理事会の議事については、事務局において議事録を作成する。
- 6 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができ、この規定により表決した理事は、出席したものとみなす。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 寄付金品及び助成金
- ③ 会費収入
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ 資産から生ずる収入
- ⑥ その他の収入

### (資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第33条 この法人の会計は次に掲げる原則に従って行うものとする。

- ① 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと
- ② 会計簿は、正規の簿記の原則によって正しく記帳すること
- ③ 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること
- ④ 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと

### (事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (事業報告及び収支決算)

第36条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第38条 この定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- ① 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)
- ② 資産に関する事項
- ③ 公告の方法

(解散)

第39条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
  - ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - ③ 正会員の欠亡
  - ④ 合併
  - ⑤ 破産
  - ⑥ 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は神奈川県に帰属させるものとする。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 事務局

(事務局の設置)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会において定める。

## 第9章 備え付け書類等

(備え付け書類)

第43条 この法人は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

2 この法人は毎事業年度始めの3ヶ月以内に前年度における下記の書類を作成し、これらを主たる事務所に備え置かなければならない。

① 事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書

② 役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)

③ 前号の役員名簿に記載された者の内前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面

④ 正会員のうち5人以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者氏名)及び住所又は居所を記載した書面

(閲覧)

第44条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

## 第10章 雑則

(公告)

第45条 この法人の公告は、官報においてこれを行う。

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。



## 附 則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。  
理事長 松井 純実（職業上呼称 劉 純実）  
副理事長 須貝 泰  
副理事長 泉浩 太郎  
理事 青木 輝代  
理事 赤沼 弘子  
理事 室岡 美栄子  
理事 秦 生  
監事 中山 修正  
監事 中村 達夫
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず成立の日から平成16年11月30日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は第37条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年8月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
正会員 会費年額 1,200円  
賛助会員 会費年額 5,000円
- 7 この定款は、平成14年9月20日から施行する。
- 8 この定款は、 年 月 日から施行する。

令和5年度

事業計画書

特定非営利活動法人 日中芸術文化振興協会

1 事業実施の方針

日中両国の文化の相互理解を深め、日中友好関係を促進するため、以下の日中芸術文化交流事業を開催します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
展覧会・実演会の開催事業	日本の有名建築に関する日中交流イベントの開催	2月～7月	東京展示会場	3人	日中の建築家、建築関係者	800人	4,000
展覧会・実演会の開催事業	日本庭園に関する日中交流イベントの開催	2月～7月	東京展示会場	3人	日中の建築、造園関係者	500人	3,000
展覧会・実演会の開催事業	日本絵画に関する日中交流イベントの開催	6月予定	東京展示会場	3人	日中の絵画芸術関係者	200人	2,500
日中両国の建築、美術、音楽交流事業	日中芸術文化交流に関する情報交換会の開催	3ヶ月に1回	事務所	2人	不特定	多数	200

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

## 令和6年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人 日中芸術文化振興協会

## 1 事業実施の方針

日中両国の文化の相互理解を深め、日中友好関係を促進するため、以下の日中芸術文化交流事業を開催します。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
展覧会・実演会の開催事業	日本庭園に関する日中交流イベントの開催（北京/上海）	9月～10月	北京 上海 展示会場	3人	日中の建築、造園関係者	2,000人	6,000
展覧会・実演会の開催事業	日本絵画に関する日中交流イベントの開催	3月予定	東京展示会場	3人	日中の絵画芸術関係者	200人	2,500
展覧会・実演会の開催事業	中国絵画、書に関する日中交流イベントの開催	4月予定	東京展示会場	3人	日中の絵画芸術関係者	200人	2,500
日中両国の建築、美術、音楽交流事業	日中芸術文化交流に関する情報交換会の開催	3ヶ月に1回	事務所	2人	不特定	多数	200

## (2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

年度5活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 日中芸術文化振興協会

(単位:円)

科 目	金 額	小計・合計
<b>(A) 経常収益</b>		
1 受取会費 正会員受取会費 (@1,200×6人) 賛助会員受取会費	7,200 0	7,200
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0
3 受取助成金等 受取補助金		0
4 事業収益 日本の有名建築に関する日中交流イベントの開催 (東京) 日本庭園に関する日中交流イベントの開催 (京都) 日本絵画に関する日中交流イベントの開催 (東京)	4,000,000 3,000,000 2,500,000	9,500,000
5 その他の収益 受取利息		0
<b>経常収益計</b>		<b>9,507,200</b>
<b>(B) 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費		0
(2) その他経費 会議費 (@50,000×4回) 旅費交通費 (海外含む) 外注費 (建築展覧会実施業務・東京) 外注費 (日本庭園展覧会実施業務・京都) 外注費 (日本絵画展覧会実施業務・東京)	200,000 180,000 3,400,000 2,550,000 2,125,000	8,455,000
<b>事業費計</b>		<b>8,455,000</b>
2 管理費		
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費	800,000 200,000	1,000,000
(2) その他経費 事務用品費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費 外注費 (税務および法務) 新聞図書費	50,000 60,000 70,000 60,000 100,000 60,000	400,000
<b>管理費計</b>		<b>1,400,000</b>
<b>経常費用計</b>		<b>9,855,000</b>
<b>当期経常増減額 (A) - (B) ...①</b>		<b>-347,800</b>
<b>(C) 経常外収益</b>		
固定資産売却益 過年度損益修正益		0
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>
<b>(D) 経常外費用</b>		
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		0
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>
<b>当期経常外増減額 (C) - (D) ...②</b>		<b>0</b>
<b>税引前当期正味財産増減額 ①+② ...③</b>		<b>-347,800</b>
法人税・住民税及び事業税 ...④ 前期繰越正味財産額 ...⑤		
<b>次期繰越正味財産額 ③-④+⑤</b>		<b>-347,800</b>

年度6活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 日中芸術文化振興協会

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
<b>(A)</b>	<b>経常収益</b>		
1	受取会費 正会員受取会費 (@6,000×10人) 賛助会員受取会費 (@60,000×20人) 法人含む	60,000 1,200,000	1,260,000
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0
3	受取助成金等 受取補助金		0
4	事業収益 日本庭園に関する日中交流イベントの開催 (北京/上海) 日本絵画に関する日中交流イベントの開催 (東京) 中国絵画&書に関する日中交流イベントの開催 (東京)	6,000,000 2,500,000 2,500,000	11,000,000
5	その他の収益 受取利息		0
<b>経常収益計</b>			<b>12,260,000</b>
<b>(B)</b>	<b>経常費用</b>		
1	事業費		
	(1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費		0
	(2) その他経費 会議費 (@50,000×4回) 旅費交通費 (海外含む) 外注費 (日本庭園展覧会実施業務・北京/上海) 外注費 (日本絵画展覧会実施業務・東京) 外注費 (中国絵画&書展覧会実施業務・東京)	200,000 200,000 5,100,000 2,125,000 2,125,000	9,750,000
<b>事業費計</b>			<b>9,750,000</b>
2	管理費		
	(1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費	1,200,000 300,000	1,500,000
	(2) その他経費 事務用品費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費 外注費 (税務および法務) 新聞図書費	60,000 60,000 60,000 120,000 60,000 60,000 240,000 60,000	660,000
<b>管理費計</b>			<b>2,160,000</b>
<b>経常費用計</b>			<b>11,910,000</b>
<b>当期経常増減額 (A) - (B) ...①</b>			<b>350,000</b>
<b>(C)</b>	<b>経常外収益</b>		
	固定資産売却益 過年度損益修正益		0
<b>経常外収益計</b>			<b>0</b>
<b>(D)</b>	<b>経常外費用</b>		
	固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		0
<b>経常外費用計</b>			<b>0</b>
<b>当期経常外増減額 (C) - (D) ...②</b>			<b>0</b>
<b>税引前当期正味財産増減額 ①+② ...③</b>			<b>350,000</b>
	法人税、住民税及び事業税 ...④		
	前期繰越正味財産額 ...⑤		
<b>次期繰越正味財産額 ③-④+⑤</b>			<b>350,000</b>